

県民生活審議会
第4回 参画・協働推進専門委員会議事録

日時 平成18年3月10日(金) 13:00～15:00

場所 兵庫県公館 第2会議室

出席者 委員：鳥越会長、小西委員長、山下副委員長
牛建委員、北野委員、小沼委員
中瀬委員、野崎委員、速水委員
県：辻井県民政策部長、木村地域協働局長
藤原参画協働課長、沖本参画協働システム係長

議事

- ・ 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」(補強・改定案)について
- ・ 平成18年度の新規事業について(参画協働課分)

内容

1 開会

(事務局)

開会にあたりまして、県民政策部長より一言ご挨拶申し上げます。

(部長)

会長、委員長をはじめ専門委員会の皆様には、ご出席賜り心よりお礼申し上げます。

本日は、これまでご審議いただいております「支援指針・推進計画」について、パブリックコメントだけではなく、市町、出前会議参加団体、NPO等からの意見も踏まえて補強・改定したものを、委員の皆様にはご審議いただきたいと思っております。

「参画と協働」を推進する兵庫県の取り組みについて、2つ紹介させていただきます。

1つは、これも今までご指導いただいております「県民交流広場事業」です。子育て、環境、芸術・文化等、さまざまな地域づくり活動の身近な拠点づくりを支援する目的で、2年間のモデル事業実施を経て、新年度からは本格展開を図っていく方向となっております。

2つ目は、地域の安心・安全に対応するため、「地域安全まちづくり条例案」を県議会に上程しています。防犯という狭い意味だけではなく、地域ぐるみの協働を後押しするような各種整備指針、組織化への支援等、具体的内容を盛り込んでいます。

今後の地方自治体は、財政状況、地方分権の問題等、取り巻く環境は厳しくなってきておりますが、そのような中でこれらの取り組みが、「支援指針・推進計画」とあわせて、兵庫県の地域協働システムを確立する一助になればと思っておりますので、どうかご指導よろしく願います。

(事務局)

《資料確認》

それでは、ここからの進行は委員長に願います。

2 議事

(委員長)

皆様のご協力を得ながら、議事運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まず、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案について、議論をお願いしたいと思います。これは、前回の専門委員会いただいた意見を踏まえて作成した骨子案について、2月2日から3月3日まで県民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施するとともに、各地域において県民と意見交換の機会を持ち、補強・改定案としてとりまとめたものです。この補強・改定案は、本日の議論を踏まえて修正したうえで、3月15日に開催される県民生活審議会全体会での審議に付し、今年度中の策定を目指しています。

次に、平成18年度の主な新規事業について議論をお願いしたいと思います。

事務局から、まず「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案について資料説明をお願いします。

(事務局)

《「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案について、資料1～4を使って説明》

(委員長)

それでは、事務局からの説明について、質問も含めてご意見をいただきたいと思っております。

(A委員)

気が付いたので指摘しておきますが、資料3のP15の下から4行目は、「...多様なものがある」とらえています。」ではなく、「...多様なものがある」とらえています。」ではないでしょうか。

(委員長)

資料3のP14の図には「県民一人ひとり」と書いてありますが、本文全体では「県民一人ひとり...」とはあまり出てこずに、さまざまな組織が中心に書かれています。

「県民一人ひとり」と「組織」との間がぼんやりしているように思います。平成15年度にこれをつくるにあたって、「県民一人ひとり」が中心になるようにしていたと思います。

(事務局)

基本的な考え方は、「県民一人ひとり」がベースにあって、その上で何人かが集まってグループあるいは一つのまとまりを持った組織になるというように、やはり個人の発意からいろいろなことができいくものであると思っています。

ただ、その書きぶりが十分できていない部分があるという委員長のご指摘なので、一度確認したいと思います。

(委員長)

おっしゃるとおりですが、読んでみるとそれが消えているような気がします。

(A委員)

「県民…」とは書いてありますが、「県民一人ひとり…」とあえて書いているところは少ないです。「県民一人ひとり」ということは当たり前なので、「県民一人ひとり」が消えてしまって、団体の方が中心になっているのかもしれませんが。

(委員長)

個人だけでできることには限界がありますがイニシアチブは個人が持っている、ということを書く必要があるのではないかと思います。

(部長)

委員長のご指摘は、団体・行政・事業者のパートナーシップは分かるけれども、「県民一人ひとり」はこれらの背景になるものだから同じ並びでよいのかどうか、ということでしょうか。

(事務局)

P12に「『新しい公』を担う創造的市民…」、「県民一人ひとりが地域社会を担う一員として…」、「個を開く」とありますように、基本的に個人がベースとなっていることは認識しているつもりです。

一人で何ができるのかという議論が以前ありましたが、発意は「県民一人ひとり」がベースとなって物事は動いていく、その一人がまわりに働きかけていくものだと思っています。例えば、P21の県民交流広場には「県民一人ひとりが、地域を舞台に…」とあえて書いてあります。

確かに、A委員のご指摘のように、書いてある箇所とない箇所がありますので、一度確認したいと思います。

(部長)

これはイメージの図なので、県民一人ひとりの部分を大きく横長にしてはどうですか。

(B委員)

図の一番上に「県民一人ひとり」があるので、よいのではないかと思います。

(委員長)

大事なのは組織ではなく活動です。活動に対して支援することが重要です。そういう方向で県民一人ひとりが結びつくわけですから、組織がまずあるという前提での支援ではないというスタンスに、ひょうごボランティアプラザは運営してきているはずですが、ところが、そういうものが生かされているのかどうか疑問なので、むしろそのあたりを出す必要があるのかと思います。

ただ、全部に関わってくるので、了解済みだと言えるのかもしれませんが。

(事務局)

活動に着目して NPO や地域団体を支援していくということは、我々にとっては当たり前かと思っておりますので、具体の記述が少し足りない部分があるのかもしれませんが、もう一度確認したいと思います。

(委員長)

具体的に分けるのは難しいと思いますが、NPO に対して何かしていく、という考え方について、NPO でなければならぬということは全くないわけで、いろいろな活動に対して支援するというのが本来の形なわけです。それが NPO にシフトしているというのは正さなければいけません。

(A 委員)

阪神・淡路大震災を経験して、ボランティアや NPO は兵庫県から始まったわけですから、失礼ですが、変なプライドや自信があって、勉強不足になっている部分があると思います。

昨日、文部科学省の職員が、地域活動を研究している NPO を連れてきて、ものすごい情熱を持って語っていました。他の地域から見れば驚くようなことでも、私たちにとっては、10 年前に終わっている話が多いのは事実です。

そういうように進んでいる反面、新しい取り組みが遅れている面があるのではとも思います。

(C 委員)

資料 4 の P9 に「...昔の地域社会のつながりを取り戻す...」とあります。参画と協働を地域力という言葉に置き換えてみた時に、地域のまとまりやコミュニティは、不幸なことですが、何か事象が起こらない限りなかなかコンセンサスが取れないのが現実です。

例えば、2 週間前に 84 歳のおばあさんが行方不明になってしまい、家族、警察、消防が探しましたが見つからずに、夜の 11 時半ぐらいに自治会長である私の所に連絡がきました。夜が明けてから対応しますということで、行方不明になったことを放送すると、朝の 6 時半ぐらいに大勢の人がすぐ集まってくれました。地図もつくって班体制で捜索しようかという時に、野井戸で見つかり、幸運にも怪我もありませんでした。

葬式の時には、隣保が二日間休みになります。若い人も仕事を休んで手伝ってくれて、そこでさまざまな意見を交わしましたが、雑用の功名というか、そういった場で地域のつながりができました。

やはり、顔の見える近所と言いますか、このような経験から何か起こらない限り人は集まらないと感じました。

(事務局)

地域のコミュニティの力を強くするという事は、そのとおりだと思います。もしかしたら、行政で何らかの強制力が働くような仕組みを使って昔の地域社会のつながりを取り戻すべきである、という趣旨のご意見に対して「対応は困難です」と書いている部分が気になったのかもしれませんが、しかし、参画と協働は県民が自律的・自発的に取り組むものと考えていますので、「対応は困難です」と書きました。

(D委員)

これは全県版で書かれていますが、但馬・丹波という地域性で考えると、今の議論がかなり出てくると思います。これはこれでよいと思いますが、もう一つ何か有効な手段があるとよいのではないかと思います。

資料3のP27の指定管理者について、これはこのような書き方でよいのですか。P10に注が付いていて、P36に用語解説が載っています。私の周りでは指定管理者で大騒ぎしていますし、NPO・民間企業・各種団体が錯綜しています。これで全然問題ないのですが、これから兵庫県ではどういう展開になるのか少し気になりました。

(B委員)

指定管理者については、県ではあまり問題にならずむしろ市町の話だと思います。

先ほどの議論ですが、NPOではなければいけないとか、地縁団体でなければいけないということではなく、それぞれの地域で事情がありますから、その地域に合わせて多様な主体が生まれてくるので、私はこの書き方でよいと思います。

(E委員)

P15に「中間支援機能を持つ組織・団体への期待」と書いてありますが、兵庫県では中間支援組織という言葉が頻繁にいろいろな意味で使われています。どこかで意味を統一しなければいけないと思います。この委員会でやっても構わないと思います。

P23の災害時のボランティア活動についてですが、ボランティアリーダーを抱えている団体、例えば青少年団体とか、いろんな団体がいろんな活動を展開されているわけです。だから、あえて生協一つを入れるのではなく、もっと網羅的に表現をした方がよいのではないかと思います。

P28「目に見える形での展開」ということは、例えば500人委員会、ヘリテージマネージャー、環境クリエイター、地域防犯など、県はいろいろな人を養成しているわけですが、一人がたくさんのことをやっています。先ほどの「県民一人ひとり」につながってきますが、特定の人が子育ても防犯もいろいろなことをやっているという部分が随分あると思います。

確かに量的には広がっていますが、目に見える形での展開のためには、底辺が広がるということをしっかりとしていかなければいけないと思います。そういう表現をできないでしょうか。広がるような手法と県のいろいろな展開とがどう生かされているのか分かるような表現の仕方をしないと、人は養成しているけれども機能していないということがあると思います。

(A委員)

県の事業ではないのですが、消費モニターは2年ごとに代わりますが、勉強した人は、その後も活動に関わってもらっています。子育て家庭応援相談員も同様です。だから将来的には、女性団体のすべての人が委嘱されるという状態になるよう努めています。どれだけ活動してくれるかは本人次第ですが、一応そういう形態になっています。

(C 委員)

どこのページというわけではないのですが、市町との調整・連携という表現がいろいろな箇所で見られます。市町は住民と密着しているのので、ここに書いてあることは当然であると思います。市町とこうしますというのは、もう少し弱めた表現にしてよいのではないのでしょうか。ここに書いてある事業は、今でも市町の職員と頻繁に連携しています。

(事務局)

何点かご意見をいただきしたので、お答えさせていただきます。

1つは、活動されている方の底辺を広げるといった話がありました。資料3のP18の地域づくり活動の支援の3つのコンセプトの一つに「新たな活動を生み、育む」とあり、これは量的に広げていこうという思いがあります。

さらにP19の「地域に潜在する多様な人材の参画・協働を進めます」では、特に2007年問題もあり、元気な団塊の世代の方に積極的に働きかけていって、まだ活動されていない方もできるだけ活動に取り組んでいただけたらいいような仕組みづくりに取り組むということを書いています。

それからP19の下に「実践活動につながる学習機会を充実します」ということで、前回は指摘があったと思いますが、学びっぱなしではなく、学んだ人がいかに地域で活動するかが非常に重要な課題となっていますので、具体的な学習メニューの工夫や、D委員の提案を受け、学んだ後の具体的な活動計画を事前に出していただく等を検討してはどうかと思っています。

P22の下から2点目に、こころ豊かな人づくり500人委員会や地域ビジョン委員を挙げられています。こういったいろいろな活動をしているOB・OGの方の熱い思いを受け止めていく仕組みをつくっていくことが必要だと思います。お互いのネットワークに加えて、地域の中に上手く入っていけるような支援を考えています。

市町と県の連携についてもご意見があったと思います。参画と協働を進めていくには、やはり県だけではできません。市町との連携がないと、具体的に広がっていかないのではないかと思います。いろいろな地域協働事業の経験から、できるだけ早い段階から市町と連絡調整を図って、意向を聞きながら施策をつくり上げていく必要があることを再確認しました。あるいは具体的な実施にあたっては、地域特性を反映した柔軟なやり方、場合によっては、各県民局でやり方が違っていいのではないかと思います。このようなことを想定しながら、市町と県で情報共有や連絡調整を進めていきたいという思いで、あちらこちらに書いています。

(F 委員)

1つは、P29の一番上の県民局についてです。参画と協働に関する県の施策は、いろいろな部局でいろいろな施策が並んでいて、大体それは県民局で実施するのですが、むしろ今の県民局に問題なのは、参画と協働に関する手法を上手く組み合わせる使用とか、県民局の中で連携を取っていくということができていないことではないのでしょうか。したがって、先導的で柔軟な支援、推進体制の明確化、総合窓口機能の拡充といったことも結構なのですが、多様な参画と協働のメニューを上手く組み合わせ、地域のニーズにあった包括的・総合的対応策を取れるようにすることがむしろ大事ではないのでしょうか。そういうニュアンスが必要だと思います。

2つ目は、P27の指定管理者についてです。先ほどのご質問は、兵庫県としての指定管理者の位置付けはこういう記述でよいのですか、ということだと思います。つまり、指定管理者は、「...民間事業者のノウハウを活用することにより効率的で質の高い管理運営が期待できる施設について...」と割り切ってしまうてよいのでしょうか。もちろん指定管理者にはそういう使い方もあるけれども、決してノウハウの活用にもならないし効率的になるとは限らないけれども、参画と協働のためには構わないのではないかという場合もありうるのではないかと思います。先ほどの発言の趣旨はそういうことだと思いますし、私も指定管理者についてこのようにだけ書いてしまうのはどうかと思います。

3つ目は、P15の「中間支援機能を持つ組織・団体への期待」についてです。パブリックコメントの意見にもあったように、兵庫県の中間支援に対する現状認識とも絡むのですが、中間支援組織というのは兵庫県にはないということが前提ですよね。「中間支援組織というものはなくて、いろいろな公益的活動をしながら、中間支援機能も一緒に担っている組織はあります」というのが県の認識なののでしょうか。現実にはそうかなという気はします。

4つ目は、P15の市町と県の関係で県としての役割を書いています。具体的施策展開の記述と整合性がとれているのでしょうか。「県は...広域性が高く全県で共通に取り組むべき地域課題や先導性、専門性が高く市町単独では対応できない...」という記述は、教科書的でこれも一つあるかと思いますが、ここはもう少しぼやかす必要があるのではないかと思います。あるいは他のところを見直す必要があるかと思います。

最後にP6「...地域を舞台に地域住民が多様な主体と連携し、...具体的な課題に取り組む『地域協働』を展開することにより...」とあります。参画と協働というのは、こういう地域協働だけに限定されるものではなくて、もちろん地域協働も大事ですが、「新しい公をつくっていくという参画と協働もあるし、むしろそちらの方が県としてふさわしいと思います。地域協働を強調しすぎると、市町と県の関係が上手く整合するのか気になります。地域協働で市町と連携するし、場合によっては市町と県は役割分担するし、このあたりが上手く整理しきれないでまだ混然としているように感じます。

(事務局)

指定管理者について、県と市町は身近さや専門性の度合いがかなり違っているので、県が書く場合にしては一般的すぎるのではないかと、というご指摘かと思いますが、この程度の表現が精一杯だと思います。

(部長)

指定管理者の枠を超えずにもうちょっと匂わす表現ができないか検討してみたいと思います。

(事務局)

中間支援機能を持つ組織・団体については、ご指摘のとおりです。中間支援組織という言葉方をしてしまうと、イメージが定まってしまうので、事業をしながら、ある時には中間支援機能を生かすということもありますので、今回はこういう幅広い形の表現をさせていただきたいと思います。

地域協働については、参画協働課は地域協働局にあり、この2年間地域協働事業を念頭に、特に県の広域性を発揮しながら市町と一緒にやっけていこうとしていますので、書きすぎている部分もありますが、私としてはこの程度の表現はさせていただきたいと思っています。

(会長)

F 委員のご意見は、中間支援機能を持たない方がよいということですか。

(F 委員)

そうではありません。中間支援機能だけではなくて本来の活動をしながら中間支援的な機能も併せて持っている団体がたくさんある、それを裏返して言うと中間支援組織などというものはない、ということが兵庫県の認識であるのかどうか気になりました。

(会長)

E 委員がおっしゃったこととも絡むのですが、中間支援組織というものをどう考えるかということですね。自分たちは中間支援組織ですと言った時には、中間支援機能を持つ組織だということを意味する、というような理解で通すならばそれで構わないのですから、あえてそういう表現をするべきかどうか決めないといけません。

(B 委員)

私はこの表現がよいと思います。中間というのは、何の中間なのか非常にあいまいです。NPO の中には、中間支援組織ですと宣言しているところもあります。でもそれは、単に NPO と NPO の中間にすぎず、「支援指針・推進計画」の中に書かれている中間支援組織には当たらないと思います。地域団体も含めて包括的にとらえるのであれば、「中間支援機能を持つ組織・団体」という言い方は、ファジーでよいのではないかと思います。

(委員長)

中間支援組織というと、私はアメリカで定義されたものをイメージしているのですが、日本の NPO は中間支援組織ではなくて、仲介組織だと思います。イギリスはニートの定義を 16 才から 18 才の失業者を含めていますが、日本では 35 才までだとしています。デュアルシステムも違うわけですが、もともと定義と日本で使われているものとは違います。日本版のものをそのまま採用してよいのかどうかと思います。安易にやりすぎると変になってしまうので、これぐらいぼんやりしていると使いやすくなると思います。私は今の段階のものを中間支援組織だと認めるのは抵抗があります。

(A 委員)

中間支援組織にはどのようなものがあるのですか。

(F 委員)

例えば婦人会があります。婦人会は P15 に出ていますように、事業の企画・実施、ネットワーク化、組織基盤強化への支援や指導、助言の役割を担っていますね。

(A 委員)

いいえ、兵庫県の婦人会は指導や助言をしたりせずに具体的な活動をしています。中間支援機能は持たないで、実際に活動している実施組織です。

(F 委員)

神戸市を見てみるとそういうところがあります。

(会長)

委員長はこの原案のままでよいと思っているのですね。一般に県内で広がっている中間支援組織をよりクリアにするために、包括的表現にしたと理解してよいですね。

(事務局)

そうです。

(A 委員)

神戸市は知りませんが、少なくとも兵庫県の自治会は助成金や補助金も自分たちで取ってきて活動しています。助言だけしているということはありません。神戸市は県とは全然違います。県レベルで書くのであれば、神戸市を基準に書いてもらっては困ります。

(部長)

もう少し説明した方がよいかもしれない。

(F 委員)

阪神北の地域でも、自治会等が窓口になって、地域の少数の高齢者のグループが安全・安心の取り組みをすることの仲介をしたりしていますから、必ずしも神戸市だけではありません。

(A 委員)

それは県民局のパワーアップ事業等の指導だと思います。ただ、それだけを主にしているわけではありません。自分たちが活動していて、中間支援は親切でしているだけです。

(F 委員)

中間支援機能も持つ組織があるというように修正したらよいというご意見ですね。ここでいう中間支援機能を持つというのは、中間支援以外のいろいろな実践活動は当然やっているというニュアンスがあるわけです。

(部長)

例えば婦人会では、全県の連合婦人会は、単一組織の婦人会をとりまとめたりとか、こういうことに配慮してやりなさいと助言したりしていますよね。しかし連合婦人会としては、自ら固有の事業もしています。そういう意味から、単一の婦人会をサポートするようところが、中間支援機能を持ち合わせているということではないですか。

(事務局)

具体的に申し上げますと、個々の自治会と婦人会に対して、県からこんな情報があるとか、こんなイベントがあるからどうですか、と紹介していただいています。それは中間支援機能だと思っています。そういった機能を持つ団体ということです。

NPOも4割くらいの団体が、介護など固有の事業をやりながら他のNPO等の支援もしています。

(A委員)

自治会や婦人会は、それぞれが自分たちできちっとした活動を展開しています。その連合組織は単位組織と連携した活動を行っています。その中で、単位組織を支援する活動も行っています。そのあたりをご理解いただいているならそれで結構です。

(委員長)

市町と県の連携の話がありましたが、市町と県の関係はまだ分かりやすいのですが、市町と県民局の関係はもっと分かりにくいと思います。神戸市と神戸県民局や、淡路が一つになると淡路県民局と同じになってしまいます。だから、県と市町の関係は、役割分担しましょうかとか、いろいろなことが言えますが、役割分担のしにくい県民局と市町の関係は別に分けて考えないといけないのでしょうか。

(A委員)

本当は市町と県の間には関係はありません。県から県民局にいて県民局から市町へいくんです。そうあるべきですが、その体制が整っていないのです。婦人会は保健衛生や消費などに取り組んでいますが、県から県民局を通して市町へいくものもあるし、そうならないものもあります。そのあたりが複雑だと思っています。本来は、県民局がつなぐことになっているらしいです。

(部長)

私は県民局長をしておりましたが、A委員のおっしゃるとおりです。県民局は、地域の総合調整の窓口なので、総合調整機能を発揮します。私にとっては、県民局の仕事は県です。県民局と市町、県と市町の違いはないと思っています。

F委員のご指摘にもあったように、P15の市町と県の間を、今後具体的施策を実施する中で整理していかないといけないのではないかと思います。基本的な考え方は、広域性、先導性を発揮することですが、補完の部分が分からないわけです。共通課題があっても同じような仕事に見えても、公益をもたらすためには、引っぱっていくことも必要ではないかと思っています。「...施策の効果が相乗的に高まる場合には、...重層的な取り組みを実施します」という記述は正解とは言えませんが、今後具体的施策を実施する中できっちりしていけないと思っています。

部分的に出てくるものを、P15にまとめて表現したと考えています。

(F 委員)

P15 にこういう形で今回書き足したのは苦勞されたのだらうと思いますが、書き足したために、本当の役割分担が逆に分かりにくくなってしまったのではないかと思います。役割分担というのは、裏返すと県がやらない、ということですよね。してはいけないということをはっきりさせることですよね。これは県の役割ではないからしない、あるいは、これは市町の役割だからしないんだ、ということと同じでしょう。むしろこういう地域づくり活動で、県と市町はどういう形で棲み分けをするのかが本当は出てくるはずなのですが、ここではそのあたりが、書こうと苦勞はしているけれども、書き切れていないと思います。そうすると、先送りするのも一つの方法かと思います。

(D 委員)

それは、さきほど C 委員がおっしゃったコミュニティの議論と同じような議論ではないですか。

(委員長)

サービスによっては、国・県・市町で担当が分かれているようなところがありますが、日本ではそうではない部分もあります。

(A 委員)

子育てのことでも、本庁は熱心にやってくれていて、県民局も一生懸命力を入れてくれます。ところが、それを婦人会等の女性団体が市町の教育委員会の婦人会担当に言うと、「そんな余裕はありません」と言われました。結局、私が市町と交渉してやっと実現しましたが、県がやる気で一生懸命になっても、市町がやらないと言い切ったらそれまでのところもあります。県民局の努力も今のところかなり必要です。

(委員長)

いろいろご意見をいただきましたが、予定の時間が参りましたので、このあたりで「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」補強・改定案についての意見交換を終了させていただきます。

この補強・改定案は、本日各委員からいただきましたご意見を踏まえて修正し、3月15日に開催される県民生活審議会全体会の審議に付すこととなります。

全体会に向けての補強・改定案のとりまとめは、会長と副委員長と私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

(委員長)

ご承諾をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

続いて、参画協働課が担当する平成18年度の新規事業について議論をお願いしたいと思います。

事務局から資料説明をお願いします。

(事務局)

《平成 18 年度の参画協働課の新規事業について資料 5 を使って説明》

(委員長)

事務局からの説明について、質問も含めてご意見をいただきたいと思います。

(会長)

これらは大変よい事業と思いますが、せっかくこの委員会が参画と協働に関連する施策の効果の検証をやったわけですから、検証とこれらの事業が結びつくような論理が必要です。頭の中にあると思いますので、作文をして欲しいと思います。これでは、予算が欲しいから出てきたという感じがしますので、検証を踏まえてこういう結果が出たからこの事業をするという記述をお願いしたいと思います。

(F 委員)

参画と協働の普及啓発事業で、ガイドラインをつくるというのは結構だと思いますが、2つお願いがあります。

1つは、参画と協働を分かりやすく理解する手助けとするためには、地域づくり活動の手引きに留めなくて、条例自体 2 つの柱があるわけですから、県行政に対してどのように意見・提案していくかを視野に入れたものを考えていただきたいと思います。

2つ目は、こういうガイドラインをつくと、分かりやすい一方で悪く言うと地べたのことばかりになってしまいます。条例や「支援指針・推進計画」と日常の地域づくり活動をつなぐところが大事ですので、県民からいただいた意見の中に抽象的で分かりにくいというものがありましたが、抽象的な部分も分かってもらえるようにしていただきたいと思います。活動のノウハウだけになってしまえば意味がないと思います。それには別の実践の手引きみたいなものがあるわけです。そういう意味で、どうせつくるなら、条例や「支援指針・推進計画」の抽象的な理念の部分の考え方等を理解してもらえるようなものを考えていただきたいと思います。

(D 委員)

資料 5 の参画と協働の普及啓発事業 2 (3) 地域づくり活動リーダー研修の実施はよいと思います。活動資金の獲得方法、経営的な視点の構築、企画力・情報収集・発信方法という研修内容はよいと思います。人材を養成することが大事ですので、ガイドラインをつくるより、研修をしながらそのプロセスをガイドラインに組み込むことが必要だと思います。

先ほど言おうと思っていましたが、リーダー、コーディネーター、ファシリテーターが混在しています。それぞれがどういう役割なのかもう一度明確に定義して欲しいと思います。

(E 委員)

来年度の参画協働課の新規事業とは直接関係ないのですが、国体等のイベントで集まってきたボランティアに対して、安く上手く使おうと考えるのではなく、そこで人を育てるという意識を持たなければいけないと思います。これは NPO にも言えます。事務局ボランティアとか、ボランティアとか、ボランティアをただの労働力として扱っています。ボランティアという言葉を使う時には、ボランティアは安い労働力ではないということを踏まえて取り組まなければならないと思います。

ガイドラインについては、もう本をつくって配る時代ではないと思います。教育委員会もいっぱい本をつくっていますが、先生のところに届いてもすべて活用されているのかどうか疑問です。受ける方は大変です。活かすことができるノウハウや、活かす人がどう活用できるかを考えていかなければなりません。つくってしまえばそれで終わりにしないようにしていただきたいと思います。活用できるのであれば、必ずしも印刷物でなくてよいと思います。

ボランティア活動トライやる事業について、団塊の世代にアプローチしていく特定の言葉がありません。ターゲットをどこに絞ってどういう事業を展開していくのか、そこに対してどう広報していくのか書く必要があります。書くのは簡単ですが、そこへどうやってつなぐのかは非常に難しいと思います。

報告書の中の記述でいくなれば、団塊の世代をターゲットにして特記してもよいのではないかと思います。

(C 委員)

地域との関わりを持つことが大事で、地域力を高めるためには、最低こういうことはしなければならないという意識を大人が持たなければいけないと思います。コミュニティづくりの中で何が必要かという辛抱だと思います。コミュニティづくりで地域との関わりを持つことのできる勉強会や広報をどんどんやっていただきたいと思います。

(G 委員)

私は 2 年間委員をさせていただきましたが、最初は何が書いてあるのか分からず、難しいと思っていましたが、ここ 1 年くらいはものすごく読みやすく理解できるようになりました。ここで提出されている書き方がよいと思います。

(委員長)

最初に書いてある「ボランティア活動資源マッチングシステムの構築・運営」は、県民ネットでやっていたものです。また、ガイドラインや私たちでつくった事例集といったものをどうやって活用するかが大切です。いろいろなところでリーダー養成等を行っているわけで、そういったものをどう組み込んでいくかということです。

新しいことを次々と考える必要もなく、今までのいろいろな資産をどう活用するのかを踏まえて、考えていく必要があると思います。

予定の時間が参りましたので、意見交換を終了させていただきます。進行役を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。これで第6期県民生活審議会 参画・協働推進専門委員会の活動は終了させていただきます。

最後に地域協働局長から閉会のご挨拶を一言申し上げます。

(局長)

熱心なご討議ありがとうございました。

本日は、大変有用なご意見をたくさんいただきましたので、委員長とも相談し反映させていきたいと思います。3月15日の県民生活審議会の全体会には、きちりと説明できるように努めて参りたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

閉会